

公共事業再評価制度の改正について(案)

宮城県企画部政策課

1 改正の理由

よりきめの細かい再評価を実現する趣旨から、国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領が改定（平成22年4月1日付け）され、「再評価の実施時期」の見直しが行われたことから、これに伴い、県の関係規定の所要の改正を行うもの。

2 国交省における改定の概要

(1) 国交省所管公共事業の評価実施要領の改定概要（補助事業関係）：平成22年4月1日

① 1回目の再評価実施時期の短縮（5年継続）

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を補助事業については5年継続に短縮（5年未着工，5年未着手は変更無し）。

② 2回目以降の再評価（再々評価）サイクルの統一（5年毎）

補助事業の下水道事業において、2回目以降10年毎となっている再評価サイクルを5年毎に短縮（下水道事業以外は変更無し）。

| 時期 | 改定前 | 改定後 | 備考 |
|-------|---------------------|------|--------|
| ①再評価 | 5年未着工，5年未着手 | (同左) | |
| | 10年継続 | 5年継続 | 期間短縮 |
| ②再々評価 | 5年毎 (下水道事業は10年毎) | 5年毎 | 5年毎に統一 |

※補助事業については、平成23年度末までに上記改定内容で再評価を実施。（経過措置）

(2) 国土交通省所管公共事業の評価実施要領・新旧対照表】

(補助事業変更点及び関連箇所抜粋)

| | 改定前 | 改定後 | | | | | | | | |
|-----------|--|--|-------|-------|-------|-------|---|---|-----|--|
| ① 再評価 | <p>第3の1(2)</p> <p>事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 (以下省略)</p> | <p>第3の1(2)</p> <p>事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「5年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 (以下削除)</p> | | | | | | | | |
| ② 再々評価 | <p>第3の1(4)</p> <p>再評価実施後一定期間が経過している事業 この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に別紙-2に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。</p> <p>別紙-2（下水道事業抜粋） 再評価実施後一定期間の定義</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>直轄事業</th> <th>独法事業等</th> <th>補助事業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道事業</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10年</td> </tr> </tbody> </table> | 事業名 | 直轄事業 | 独法事業等 | 補助事業等 | 下水道事業 | — | — | 10年 | <p>第3の1(4)</p> <p>再評価実施後一定期間が経過している事業 この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、・・・(直轄事業の記述省略) 補助事業については「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業（一部供用事業を含む。）」とする。 (別紙-2 削除)</p> |
| 事業名 | 直轄事業 | 独法事業等 | 補助事業等 | | | | | | | |
| 下水道事業 | — | — | 10年 | | | | | | | |

3 県の規則等の改訂方針

(1) 改訂の基本的な考え方

再評価の実施時期の取り扱いについては、県の現行評価実施上、特段の不都合はないことから、今回の改訂においては、国交省の要領改訂に伴い必要となる、国庫補助事業の取扱いに係る必要最小限の改訂に留めることとする。

なお、水産基盤整備事業についても、農林水産省の要領に準じて、改訂を行うこととする。

(2) 改訂を要する箇所

- ① 行政活動の評価に関する条例施行規則
第22条第1項（公共事業再評価の範囲）
第二号及び第三号（再評価及び再々評価の期間）
- ② 公共事業再評価実施要領
第2（特例期間の対象事業）

【参考】県の公共事業再評価における現行制度

<県施行規則 第22条第1項>

（公共事業再評価の範囲）

第22条

条例第4条第1項第2号口の規則で定める公共事業は、県が事業主体である第15条第2項に規定する公共事業であって、次のいずれかに該当するもの（災害の復旧又は防止のため、緊急に行う必要がある事業及び維持管理に係る事業その他の現状の機能を確保するための事業を除く。）とする。

- 一 事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われなことが見込まれるもの
- 二 事業着手をした年度から起算して10年度（国庫補助事業であって別に定めるものについては、5年度）以内に事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であって、事業着手をした年度から起算して11年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- 三 第2条第2項第2号の公共事業再評価（以下「公共事業再評価」という。）を行った年度の翌年度から起算して5年度（国庫補助事業であって別に定めるものについては、10年度）以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われなことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの（県単独事業であって、公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して6年度以内に事業の完了が見込まれるものを除く。）
- 四 事業の準備又は計画に係る調査費（国庫補助の対象になるものに限る。）が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの（地域高規格道路事業及びダム事業に限る。）
- 五 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるもの

<公共事業再評価 実施要領 第2>

（特例期間の対象事業）

第2 規則第22条第二号の「国庫補助事業であって別に定めるもの」は、水産基盤整備事業をいう。

2 規則第22条第三号の「国庫補助事業であって別に定めるもの」は、下水道事業をいう。

4 県における公共事業再評価制度の改正（案）

< 県条例施行規則，実施要領 >

| 県条例施行規則第22条第1項(抜粋)：公共事業再評価の範囲 | |
|---|---|
| (下段：実施要領第2) | |
| 【現 行】 | 【改正（案）】 |
| <p>【再評価：5年未着工】</p> <p>一 事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手續又は工事のいずれも行われなことが見込まれるもの。</p> | 改正不要 |
| <p>【再評価：10年継続(例外5年継続)】</p> <p>二 事業着手をした年度から起算して10年度(国庫補助事業であって別に定めるものについては、5年度)以内に事業の完了が見込まれないもの。</p> <hr/> <p>実施要領：第2第1項 規則第22条第二号の「国庫補助事業であって別に定めるもの」は、水産基盤整備事業をいう。</p> | <p>二 事業着手をした年度から起算して10年度(国庫補助事業については所管する省庁が定める期間)以内に事業の完了が見込まれないもの。</p> <hr/> <p>(削除)</p> |
| 改正理由 | <p>・国交省の制度改正により、国交省所管国庫補助事業の1回目再評価は5年に短縮されたため。(現行制度においては、国交省所管国庫補助事業は10年継続で1回目の再評価となっている。)</p> |
| <p>【再々評価：5年毎(例外10年毎)】</p> <p>三 公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度(国庫補助事業であって別に定めるもの)については、10年度)以内に、用地買収の手續若しくは工事のいずれも行われなことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの。</p> <hr/> <p>実施要領：第2第2項 規則第22条第三号の「国庫補助事業であって別に定めるもの」は、下水道事業をいう。</p> | <p>三 公共事業再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度(下水道事業については、10年度)以内に、用地買収の手續若しくは工事のいずれも行われなことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの。</p> <hr/> <p>(削除)</p> |
| 改正理由 | <p>・国交省の制度改正により、国交省所管国庫補助事業の下水道事業は、2回目以降の再評価サイクルを5年毎に短縮したため。(交付金の下水道事業は現行どおり10年毎とする。)</p> |
| <p>【再評価：5年未着手】</p> <p>四 事業の準備又は計画に係る調査費(国庫補助の対象になるものに限る。)が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことが見込まれるもの。 (地域高規格道路事業及びダム事業に限る。)</p> | 改正不要 |
| <p>【その他：社会経済情勢】</p> <p>五 社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるもの。</p> | 改正不要 |

公共事業再評価制度改正の概要(国土交通省, 宮城県)

改正箇所:

＜国土交通省所管公共事業の評価実施要領の改定概要(補助事業抜粋)【再評価実施時期】(H22.4.1改正)＞

| 実施時期 予算費目 | 改正前 | | | 改正後 | | | 備考 |
|----------------------|----------------|-------|--------------------|----------------|------|-------------|----|
| | 再評価(1回目) | | 再々評価(2回目以降) | 再評価(1回目) | | 再々評価(2回目以降) | |
| 補助事業 | 5年未着工 5年未着手 | 10年継続 | 5年毎 (下水道のみ10年毎) | 5年未着工 5年未着手 | 5年継続 | 5年毎 | |
| 補助事業以外 (県単独, 交付金) | — | — | — | — | — | — | |

＜宮城県における公共事業再評価制度改正(案)の概要【再評価実施時期】(H23.4.1改正予定)＞

| 実施時期 予算費目 | 現行 | | | 改正(案) | | | 備考 |
|----------------------|----------------|-------------------------|--------------------|----------------|--------------------------------------|---------------------|-------------------------|
| | 再評価(1回目) | | 再々評価(2回目以降) | 再評価(1回目) | | 再々評価(2回目以降) | |
| 補助事業 | 5年未着工 5年未着手 | 10年継続 (水産基盤整備のみ5年継続) | 5年毎 (下水道のみ10年毎) | 5年未着工 5年未着手 | 10年継続 (補助事業については 所管する省庁が定める期間) | 5年毎 | ・国交省の制度改正を反映 |
| 補助事業以外 (県単独, 交付金) | 5年未着工 | 10年継続 | 5年毎 | 5年未着工 | 10年継続 | 5年毎 (下水道事業は10年毎) | ・補助事業以外(交付金)の下水道事業は10年毎 |

＜各要件の解説＞

- ・5年未着工……………事業着手をした年度から起算して5年度以内に用地買収の手続又は工事のいずれも行われないことが見込まれるもの。
- ・10年(5年)継続 ……事業着手をした年度から起算して10年度(5年度)以内に事業の完了が見込まれないもの。
- ・5年(10年)毎……………再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度(10年度)以内に、用地買収の手続若しくは工事のいずれも行われないことが見込まれるもの又は事業の完了が見込まれないもの。
- ・5年未着手……………事業の準備又は計画に係る調査費が予算に計上された年度から起算して5年度以内に事業着手をしないことがみこまれるもの(地域高規格道路及びダムに限る)